



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

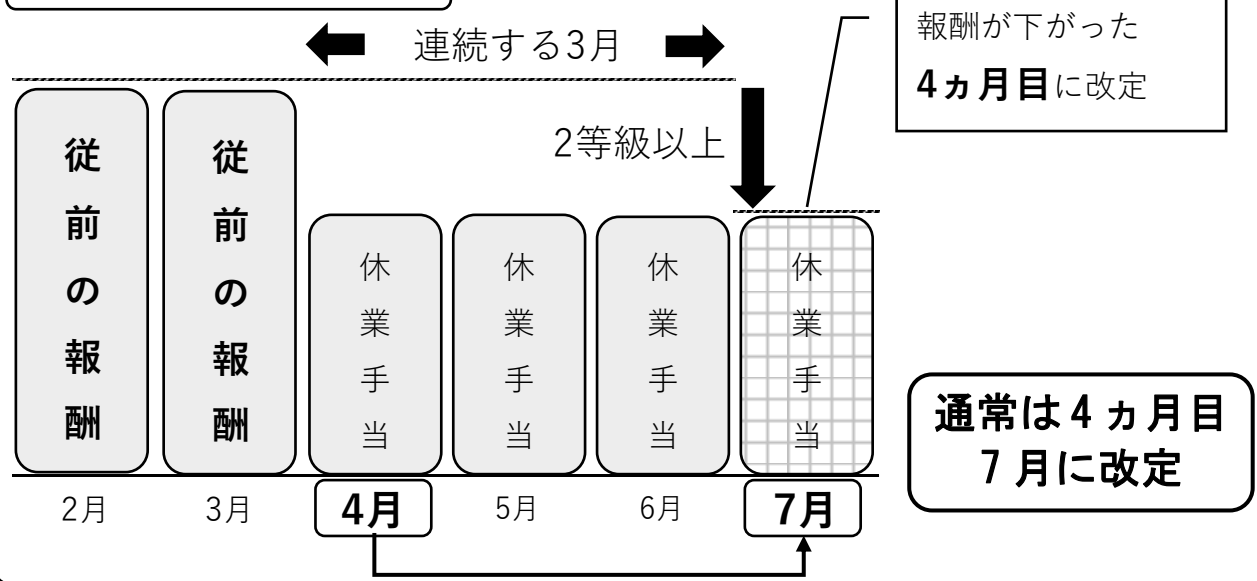
ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

新型コロナウイルスの影響に伴う休業で大きく報酬が下がった場合

健保・厚生保険料の標準報酬月額を翌月から改定可能です

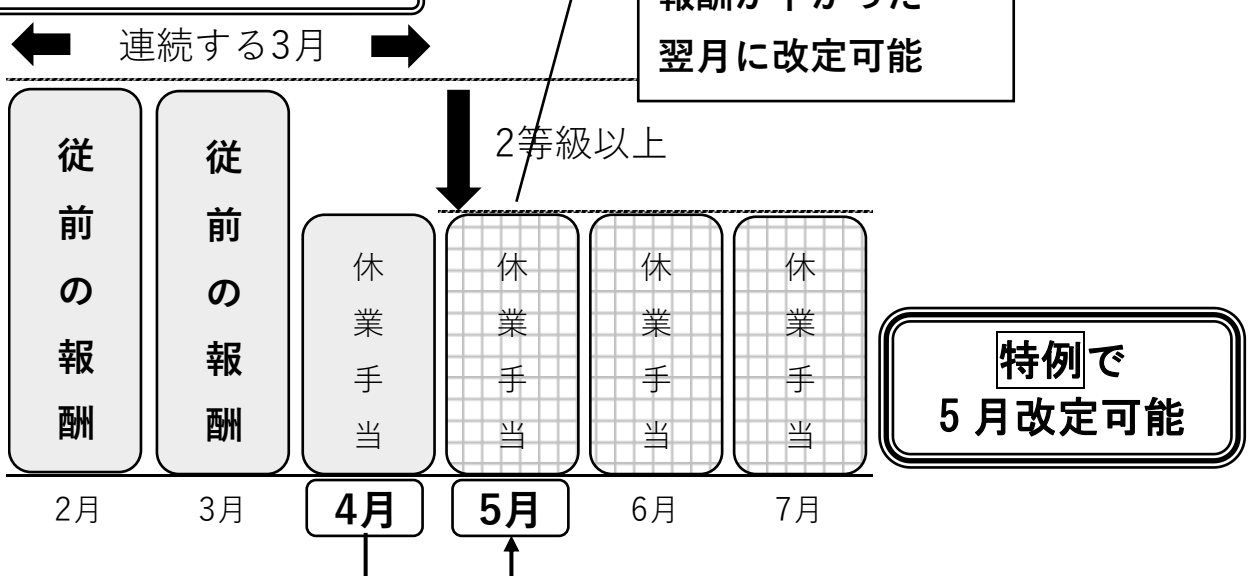
新型コロナウイルスの影響により休業した方で、休業により報酬が大きく低下した方について、一定条件に該当する場合、健保・厚生保険料の標準報酬月額を、通常改定によらず、特例で翌月から改定可能です。

通常の随時改定の場合



特例

特例を利用した場合



対象となる方の条件 (①②③すべてに該当)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業 (時間単位を含む) で、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた
- ② 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額 (1か月分) が、既に設定されている標準報酬月額に比べて 2等級以上下がった
* 固定的賃金 (基本給、日給等単価等) の変動がない場合も対象となります。
- ③ 改定に 本人が書面により同意 している (等級が下がることにより給付の低下がある為)
* 同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

対象となる保険料

令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合、その翌月の 令和2年5月から8月分保険料が対象 です。

令和3年1月末日までに届出があったものが対象 (遡って申請が可能)

(給与事務等への影響がある為、速やかに提出することをおすすめします。)

- * 9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。ただし、定時決定が行われない7・8月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

申請手続き

月額変更届 (特例改定用) に 申立書 を添付し管轄の年金事務所に申請します。

賞与支払時の各種保険料の計算について

賞与支給の時期となりました。保険料の計算は下記を参考にしてください。

健康保険料	標準賞与額 × 1000分の50.05
介護保険料	標準賞与額 × 1000分の8.95
厚生年金保険料	標準賞与額 × 1000分の91.5

* 「標準賞与額」とは、賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額です。

* 円未満端数処理は、50銭以下切り捨て、50銭を超えるときは1円に切り上げです。

* 標準賞与額の上限は、健康保険 (4/1~3/31の累計573万円) 厚生年金保険 (1ヶ月あたりあたり150万円) です。

【注意】

賞与支給月に退職等で資格喪失した場合、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料は徴収しません。ただし、退職日が末日の場合は徴収します。

雇用保険料 賞与支給額 × 1000分の3 (建設業は1000分の4)

* 円未満端数処理は、50銭以下切り捨て、50銭1厘以上は1円に切り上げ。
ただし、慣習の場合は、「円未満を切り捨て」でも可。